

環廃対発第 1609152 号

平成 28 年 9 月 15 日

各都道府県廃棄物処理担当部(局)長殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課長

ごみ処理基本計画策定指針の改定について

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

さて、先般、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という）第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく基本方針が平成 28 年 1 月に変更され、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく基本方針が平成 27 年 7 月に変更されたところである。これを踏まえ、この度平成 5 年に策定され、平成 20 年、平成 25 年に改定された「ごみ処理基本計画策定指針」を、再度、別添のとおり改定することとした。

については、貴職におかれては、貴管下市町村に対し周知徹底及び指導方お願いしたい。

〇ごみ処理基本計画策定指針 新旧対照表（抜粋）

（傍線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p data-bbox="96 349 461 379">第 1 章 一般廃棄物処理計画</p> <p data-bbox="96 432 490 462">1. 一般廃棄物処理計画の概要</p> <div data-bbox="96 470 1059 750" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="136 512 1046 738">市町村は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。</p> </div> <p data-bbox="107 807 295 837">（1）法的根拠</p> <p data-bbox="120 855 1102 933">市町村は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。</p> <p data-bbox="107 999 295 1029">（2）適用範囲</p> <p data-bbox="147 1046 295 1077">①対象地域</p> <p data-bbox="147 1094 1102 1173">市町村は、当該市町村の区域内全域について、一般廃棄物処理計画を定めなければならない。</p> <p data-bbox="147 1238 407 1268">②対象となる廃棄物</p> <p data-bbox="147 1286 1102 1364">一般廃棄物処理計画は、一般廃棄物の統括的な処理責任を負う市町村がその区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計</p>	<p data-bbox="1126 349 1491 379">第 1 章 一般廃棄物処理計画</p> <p data-bbox="1126 432 1440 462">1. 一般廃棄物処理計画</p> <div data-bbox="1126 470 2089 750" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1167 512 2076 738">市町村は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。</p> </div> <p data-bbox="1137 807 1326 837">（1）法的根拠</p> <p data-bbox="1151 855 2132 933">市町村は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。</p> <p data-bbox="1137 999 1326 1029">（2）適用範囲</p> <p data-bbox="1178 1046 1326 1077">①対象地域</p> <p data-bbox="1178 1094 2132 1173">市町村は、当該市町村の区域内全域について、一般廃棄物処理計画を定めなければならない。</p> <p data-bbox="1178 1238 1438 1268">②対象となる廃棄物</p> <p data-bbox="1178 1286 2132 1364">一般廃棄物処理計画は、一般廃棄物の統括的な処理責任を負う市町村がその区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計</p>

(6) その他ごみの処理に関し必要な事項

廃棄物減量化等推進協議会の設置・審議事項、廃棄物減量化等推進員の委嘱・活動、事業者の協力内容、廃棄物再生事業者の協力内容等について、基本方針等を定める。

また、災害時に発生する廃棄物にかかる対策について基本的な考え方を定めるものとする。

①廃棄物減量化等推進審議会及び廃棄物減量化等推進員

市町村における廃棄物の減量化対策を実効あるものとするため、廃棄物減量化等推進審議会及び廃棄物減量化等推進員の制度が設けられており、これらの制度の積極的活用を検討する。

②事業者の協力

製造者等に対して市町村が求める協力の内容は、指定される廃棄物の種類、製造者等による回収・処理体制の整備状況等を勘案して定める。

③災害廃棄物対策

(1)基本的考え方

非常災害により生じた廃棄物（災害廃棄物）は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、その適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理しなければならない。災害廃棄物の処理においては、環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別、選別、再生利用等によりその減量

(6) その他ごみの処理に関し必要な事項

廃棄物減量化等推進協議会の設置・審議事項、廃棄物減量化等推進員の委嘱・活動、事業者の協力内容、廃棄物再生事業者の協力内容等について、基本方針等を定める。

また、廃棄物にかかる災害対策について基本的な考え方を定めるものとする。

①廃棄物減量化等推進審議会及び廃棄物減量化等推進員

市町村における廃棄物の減量化対策を実効あるものとするため、廃棄物減量化等推進審議会及び廃棄物減量化等推進員の制度が設けられており、これらの制度の積極的活用を検討する。

②事業者の協力

製造者等に対して市町村が求める協力の内容は、指定される廃棄物の種類、製造者等による回収・処理体制の整備状況等を勘案して定める。

③災害対策

を図り、将来にわたって災害廃棄物の適正な処理が確保されるよう、最終処分量を低減させる必要がある。

(2)各種計画を踏まえた災害廃棄物処理計画の策定等

市町村は、生活環境の保全と公衆衛生上の支障の防止の観点から、災害廃棄物を含む域内の一般廃棄物についての処理責任を有しており、平時から、災害対応拠点の視点からの施設整備や関係機関・団体との連携体制の構築、災害廃棄物処理に係る訓練等を通じて、非常災害時にも対応できる強靱な廃棄物処理体制の整備を図る。

その際、国が策定する廃棄物処理施設整備計画、災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月環境省廃棄物・リサイクル対策部）及び大規模災害時における災害廃棄物対策行動指針（平成 27 年 11 月環境省廃棄物・リサイクル対策部）等を十分踏まえながら、都道府県が策定する災害廃棄物処理計画、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく地域防災計画その他の防災関連指針・計画等と整合を図りつつ、各地域の実情に応じて、非常災害に備えた災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定し、適宜見直しを行うものとする。

災害廃棄物処理計画の策定に当たっては、仮置場の確保、廃棄物（有害な廃棄物や危険な廃棄物等の処理困難物を含む）の分別及び処理方法、さらに周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力体制の整備等の災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために必要となる事項を定めるものとする。また、同計画の見直しの際は、新しい知見や経験、科学的な情報を踏まえたものとする。

(3)災害時における一般廃棄物処理事業の継続性の確保

発災時には、災害廃棄物のみならず、通常の一般廃棄物の処理が継続的

市町村は、「震災廃棄物対策指針」（平成 10 年 10 月）及び「水害廃棄物対策指針」（平成 17 年 6 月）を踏まえ、災害廃棄物処理計画を策定することとされているが、例えば、施設の耐震化や、浸水対策、災害廃棄物の仮置場の確保、広域的処理体制の整備等ごみ処理全般に関わる事項が災害廃棄物処理計画に位置づけられている場合には、同様の事項がごみ処理基本計画においても定められていることが望ましい。

環資源との混合処理や、地域に立地する大規模な生産施設での受け入れに合致した再生利用技術など、技術にも多様な選択肢がある。施設を一旦整備すると長期にわたる運転が必要になることから、検討が不十分であると施設が性能どおり稼働しなかったり、再生品の受入先に窮したり、維持管理コストが高価となったりする可能性もある。

したがって、地域の状況や技術の動向等を踏まえて十分に検討し、長期的展望にたったシステムの選択を行うことが適当である。

(3) 計画の実現スケジュール

ごみ処理基本計画に位置づけられている施策については、計画期間（5年間）の大まかな実施スケジュールを立てておくことが望ましい。

(4) ごみ処理基本計画の公開

策定したごみ処理基本計画については、市民、排出事業者、廃棄物処理業者等に広く周知されるべきものであり、市町村の公報やホームページへの掲載や広報活動、関係団体への情報提供を行う必要がある。

環資源との混合処理や、地域に立地する大規模な生産施設での受け入れに合致した再資源化技術など、技術にも多様な選択肢がある。施設を一旦整備すると長期にわたる運転が必要になることから、検討が不十分であると施設が性能どおり稼働しなかったり、再生品の受入先に窮したり、維持管理コストが高価となったりする可能性もある。

したがって、地域の状況や技術の動向等を踏まえて十分に検討し、長期的展望にたったシステムの選択を行うことが適当である。

(3) 計画の実現スケジュール

ごみ処理基本計画に位置づけられている施策については、計画期間（5年間）の大まかな実施スケジュールを立てておくことが望ましい。

(4) ごみ処理基本計画の公開

策定したごみ処理基本計画については、市民、排出事業者、廃棄物処理業者等に広く周知されるべきものであり、市町村の公報やホームページへの掲載や広報活動、関係団体への情報提供を行う必要がある。